



5 江 監 第 8 8 2 号
令和 6 年 4 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	河 野 清 史

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 7 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 3 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、釧先委員と河野委員は、就任前のため、本監査に関与していません。

令和5年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和5年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和4年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和4年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和4年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東区民まつり中央実行委員会	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、豊洲文化センター、 亀戸文化センター（商工情報センター含む）、東大島文化センター	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、深川北スポーツセンター、深川スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
公益社団法人江東区シルバー人材センター	補助金交付		福祉部
社会福祉法人ゆめグループ福祉会	補助金交付	ドリーム第2、ふれあい工房	障害福祉部

社会福祉法人雲柱社	補助金交付 指定管理	深川北子ども家庭支援センター	こども未来部
社会福祉法人光聖会	補助金交付 指定管理	亀高保育園	こども未来部
H I T O W A キッズライフ株式会社	補助金交付	太陽の子 大島五丁目保育園、 太陽の子 南砂2丁目保育園	こども未来部

3 監査の実施期日

令和5年10月2日から同年11月28日までのうち20日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和4年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、公益社団法人江東区シルバー人材センター、社会福祉法人ゆめグループ福祉会、社会福祉法人雲柱社、社会福祉法人光聖会、H I T O W A キッズライフ株式会社の5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和5年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東区民まつり中央実行委員会

(1) 団体の概要

江東区民まつり中央実行委員会（以下「中央実行委員会」という。）は、江東区民まつり開催要綱（平成10年5月28日江地生発第9号）及び江東区民まつり中央実行委員会設置要綱（平成10年5月28日江地生発第10号）に基づき、江東区民まつり中央まつりの企画及び運営並びに地区まつりの企画及び運営を行う各地区実行委員会との連絡調整等に当たるために設置された団体であり、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織されている。

(2) 区との関係

区は、中央実行委員会に対して、江東区民まつりに係る経費として、補助金を交付した。

なお、地区まつりに対する補助金は、中央実行委員会が各地区実行委員会に対し、前記区からの補助金の中から交付している。

ア 根拠法令等

江東区民まつり開催要綱及び江東区民まつり補助金交付要綱（平成20年4月1日20江区地第384号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	57,446,000円	概算払等
確定金額	57,446,000円	
精算金額	0円	

ウ 補助事業の概要

江東区民まつりは、江東区民まつり開催要綱に基づき、人情にあふれる快適なまちづくりの推進を趣旨として開催されているものであり、中央まつりと地区まつりで構成されている。

令和4年度江東区民まつりにおいて、第40回中央まつりは10月15日及び16日の2日間にわたり開催した。

なお、地区まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催は中止となった。

(3) 財政の状況

中央実行委員会は、主として区からの補助金収入をもって運営されている。令和4年度における収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	83,845,969円	
区補助金等	57,446,000円	
協賛金等	23,428,500円	企業・団体協賛金、出店者負担金等
積立金	2,287,469円	周年記念大会事業積立金
その他	684,000円	東京地域芸術文化助成など
支出	74,213,208円	
中央まつり経費	73,245,356円	
広報費	1,295,877円	ポスター・ガイド印刷費等
会場費	39,249,065円	会場設備設置委託等
催事費	31,748,178円	イベント実施委託等
運営費	952,236円	会議費、事務局費
地区まつり補助金	967,852円	各地区実行委員会への交付
亀戸地区	893,222円	
大島地区	74,630円	
砂町地区	0円	
収支差額	9,632,761円	積立金

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員128名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

(イ) 補助金額

交付対象	令和4年度	令和3年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	879,210,826円	877,089,852円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	113,677,046円	118,550,723円
合計	992,887,872円	995,640,575円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和4年度末の基

本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設内訳	令和4年度	令和3年度
文化センター(7館)・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	703,438,581円	715,561,911円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	100,368,689円	104,119,313円
合計	803,807,270円	819,681,224円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和4年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和4年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
収入	2,430,308,846	2,390,087,900	40,220,946	
基本財産運用収入	99,035	36,000	63,035	
特定資産運用収入	37,184	17,152	20,032	
事業収入	139,424,722	118,504,351	20,920,371	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	432,084,191	365,504,586	66,579,605	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	1,819,570,507	1,837,510,060	△ 17,939,553	
補助金収入	992,887,872	995,640,575	△ 2,752,703	区補助金
受託収入	803,807,270	820,528,224	△ 16,720,954	区指定管理料等
助成金等収入	22,875,365	21,341,261	1,534,104	
文化振興事業積立預金取崩収入	8,024,000	10,088,000	△ 2,064,000	
退職給付引当資産取崩収入	23,702,204	51,366,275	△ 27,664,071	
寄附金収入	4,488,408	4,055,086	433,322	
雑収入	3,429	2,064	1,365	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,875,166	3,004,326	△ 129,160	
支出	2,427,792,195	2,387,212,734	40,579,461	
事業費支出	1,361,787,256	1,285,123,723	76,663,533	
コミュニティ振興事業費支出	55,021,663	55,149,338	△ 127,675	
グループ育成事業費支出	29,777,744	26,690,669	3,087,075	
情報収集・提供事業費支出	27,731,887	24,906,237	2,825,650	
文化芸術振興事業費支出	68,544,399	57,222,332	11,322,067	
併設記念館展示事業費支出	3,188,227	3,272,923	△ 84,696	
歴史文化施設事業費支出	29,891,390	25,381,736	4,509,654	
文化センター等事業費支出	—	847,000	皆減	
施設管理事業費支出	1,139,676,335	1,083,875,159	55,801,176	
利用者支援事業費支出	7,955,611	7,778,329	177,282	
法人管理運営費支出	974,092,589	1,010,067,533	△ 35,974,944	
人件費支出	894,910,551	925,059,476	△ 30,148,925	
法人管理事務費支出	76,575,654	83,759,223	△ 7,183,569	
法人運営費支出	2,606,384	1,248,834	1,357,550	
文化振興事業積立預金支出	6,875,166	7,004,326	△ 129,160	
文化振興事業積立預金資産取得支出	504	1,019	△ 515	
退職給付引当資産支出	85,036,680	85,016,133	20,547	
収支差額	2,516,651	2,875,166	△ 358,515	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和4年度 (令和5年3月31日現在) (A)	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	370,949,542	318,612,300	52,337,242	16.4
現金	2,754,328	3,810,941	△ 1,056,613	△ 27.7
普通預金	329,149,977	281,532,310	47,617,667	16.9
未収金	27,971,148	20,762,365	7,208,783	34.7
前払金	605,940	459,060	146,880	32.0
棚卸資産	10,468,149	12,047,624	△ 1,579,475	△ 13.1
固定資産	1,107,979,075	1,050,293,106	57,685,969	5.5
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	757,979,041	697,792,895	60,186,146	8.6
文化振興事業積立預金	14,879,681	16,028,011	△ 1,148,330	△ 7.2
退職給付引当資産	743,099,360	681,764,884	61,334,476	9.0
その他固定資産	34	2,500,211	△ 2,500,177	△ 100.0
什器備品	34	4,650	△ 4,616	△ 99.3
リース資産	—	2,495,561	△ 2,495,561	皆減
資産合計	1,478,928,617	1,368,905,406	110,023,211	8.0
負債の部				
流動負債	402,114,719	347,880,148	54,234,571	15.6
未払金	317,137,403	269,964,294	47,173,109	17.5
前受金	17,274,500	15,021,880	2,252,620	15.0
預り金	23,552,839	18,703,336	4,849,503	25.9
リース債務	—	2,752,835	△ 2,752,835	皆減
賞与引当金	44,149,977	41,437,803	2,712,174	6.5
固定負債	973,772,085	947,408,281	26,363,804	2.8
退職給付引当金	973,772,085	947,408,281	26,363,804	2.8
負債合計	1,375,886,804	1,295,288,429	80,598,375	6.2
正味財産の部				
指定正味財産	302,000,000	301,000,000	1,000,000	0.3
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(2,000,000)	(1,000,000)	(1,000,000)	100.0
一般正味財産	△ 198,958,187	△ 227,383,023	28,424,836	△ 12.5
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(12,879,681)	(15,028,011)	(△ 2,148,330)	△ 14.3
正味財産合計	103,041,813	73,616,977	29,424,836	40.0
負債及び正味財産合計	1,478,928,617	1,368,905,406	110,023,211	8.0

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員66名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交付対象	令和4年度	令和3年度
健康センター	44,427,913円	57,464,093円
スポーツ施設	664,473,883円	663,965,002円
法人管理費	122,961,009円	103,597,136円
合計	831,862,805円	825,026,231円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和4年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設等内訳	令和4年度	令和3年度
健康センター	69,592,444円	65,389,066円
スポーツ施設	759,664,366円	760,101,091円
スポーツネット管理業務	16,551,001円	16,290,292円
合計	845,807,811円	841,780,449円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和4年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和4年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
収入	2,053,494,969	1,862,723,677	190,771,292	
基本財産運用収入	24,208	25,691	△ 1,483	
事業収入	338,546,810	178,977,666	159,569,144	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,678,070,616	1,666,806,680	11,263,936	
補助金収入	831,862,805	825,026,231	6,836,574	区補助金
受託事業収入	845,807,811	841,780,449	4,027,362	区指定管理料
助成金等収入	400,000	0	400,000	
退職給付引当預金取崩収入	35,892,768	15,630,521	20,262,247	
雑収入	960,567	1,283,119	△ 322,552	受取利息収入、公衆電話収入等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,053,494,969	1,862,723,677	190,771,292	
事業費支出	1,891,054,017	1,741,324,810	149,729,207	
人件費	193,212,501	208,930,089	△ 15,717,588	
健康増進事業費ほか5事業費	483,759,099	437,665,497	46,093,602	体づくり事業費、スポーツ教室 事業費等
健康センター管理事業費	78,766,887	68,597,977	10,168,910	
スポーツ施設管理事業費	1,118,764,529	1,009,840,955	108,923,574	
スポーツネット管理事業費	16,551,001	16,290,292	260,709	
管理費支出	142,629,694	109,363,595	33,266,099	
管理費	141,153,141	107,864,779	33,288,362	
運営費	1,476,553	1,498,816	△ 22,263	
健康スポーツ事業積立預金支出	272	272	0	
退職給付引当預金支出	19,810,986	12,035,000	7,775,986	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和4年度 (令和5年3月31日現在) (A)	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	428,541,477	270,620,802	157,920,675	58.4
現金	3,121,610	2,480,820	640,790	25.8
普通預金	410,929,795	252,708,688	158,221,107	62.6
立替金	150,000	878,390	△ 728,390	△ 82.9
未収金	14,168,296	14,095,185	73,111	0.5
商品	304,776	618,719	△ 313,943	△ 50.7
貸倒引当金	△ 133,000	△ 161,000	28,000	17.4
固定資産	542,806,876	548,146,702	△ 5,339,826	△ 1.0
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	97,118,451	113,199,961	△ 16,081,510	△ 14.2
退職給付引当資産	83,500,283	99,582,065	△ 16,081,782	△ 16.1
健康スポーツ事業積立資産	13,618,168	13,617,896	272	0.0
その他固定資産	145,688,425	134,946,741	10,741,684	8.0
資産合計	971,348,353	818,767,504	152,580,849	18.6
負債の部				
流動負債	491,830,220	337,722,545	154,107,675	45.6
未払金	390,027,120	248,366,399	141,660,721	57.0
預り金	7,190,031	5,842,944	1,347,087	23.1
前受金	31,152,550	15,953,740	15,198,810	95.3
賞与引当金	14,522,684	13,712,173	810,511	5.9
短期リース債務	48,937,835	53,847,289	△ 4,909,454	△ 9.1
固定負債	331,455,931	331,975,698	△ 519,767	△ 0.2
退職給付引当金	232,894,422	248,864,614	△ 15,970,192	△ 6.4
長期リース債務	98,561,509	83,111,084	15,450,425	18.6
負債合計	823,286,151	669,698,243	153,587,908	22.9
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 151,937,798	△ 150,930,739	△ 1,007,059	△ 0.7
(うち特定資産への充当額)	(13,618,168)	(13,617,896)	(272)	0.0
正味財産合計	148,062,202	149,069,261	△ 1,007,059	△ 0.7
負債及び正味財産合計	971,348,353	818,767,504	152,580,849	18.6

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員86名（うち区派遣職員5名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和3年4月16日3江障施第182号）

イ 補助金額

交付対象	令和4年度	令和3年度
社会福祉協議会事業費助成事業	152,973,506円	140,050,107円
管理運営事業及び施設運営事業	134,901,717円	122,586,461円
応急小口福祉資金貸付事業	1,524,672円	1,596,261円
ホームヘルプサービス事業	3,575,526円	3,696,432円
福祉機器リサイクル事業	313,544円	160,025円

法人後見等事業	7,472,282円	7,000,972円
地域福祉コーディネーター事業	5,185,765円	5,009,956円
ボランティアセンター運営費助成事業	34,699,772円	35,753,641円
ボランティア活動推進事業	34,699,772円	35,753,641円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	6,001,380円	6,410,550円
新型コロナ感染症包括支援事業	6,001,380円	6,410,550円
合 計	193,674,658円	182,214,298円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和4年度	令和3年度
収 入 (1)	561,802,026円	500,884,322円
支 出 (2)	563,052,890円	498,640,429円
前期末支払資金残高(3)	40,398,292円	38,154,399円
収支差額(1)-(2)+(3)	39,147,428円	40,398,292円

※歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含む。

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和4年度	令和3年度
収 入 (1)	2,152,572円	3,534,085円
支 出 (2)	2,038,672円	2,344,761円
前期末支払資金残高(3)	34,259,265円	33,069,941円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,373,165円	34,259,265円

ウ 障害者福祉センター事業

	令和4年度	令和3年度
収 入 (1)	414,313,604円	414,102,193円
支 出 (2)	415,349,338円	414,144,796円
前期末支払資金残高(3)	1,035,734円	1,078,337円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	1,035,734円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 公益社団法人江東区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を配分金として受け取る。なお、会員は、年度会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

イ 組織

センターは、役員17名（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名）及び職員16名（うち区派遣職員2名）で構成され、会員総数は、2,460名であった（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費（人件費等）につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領（平成24年4月1日24江福高第1号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	62,858,000円	概算払等
確定金額	62,858,000円	
精算金額	0円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。令和4年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	62,858,000円	
区補助金	62,858,000円	
支出	62,858,000円	
事業費	49,858,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、賃借料等
管理費	13,000,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 社会福祉法人ゆめグループ福祉会

(1) 団体の概要

社会福祉法人ゆめグループ福祉会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営及び特定相談支援事業の経営を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において障害福祉サービス等の以下の事業を運営している。

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護（地域交流支援センター）
- ② 生活介護（ネットワークゆめ工房）
- ③ 共同生活援助（丸山ハイツ、東砂ハウス、ひだまり第3、ひだまり第4、ひだまり第5、いぶき寮）
- ④ 就労継続支援（B型）（ゆめ工房、ゆめ工房北砂、ドリームクラブハウス、ドリーム第2、ドリーム第3、リサイクル工房サラエ、ふれあい工房）
- ⑤ 計画相談支援（ゆめ相談支援事業所）
- ⑥ 生活支援必要者に対する住居提供・確保事業（ひだまり、ひだまり第2）

区は、法人に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

ドリーム第2、ふれあい工房

イ 根拠法令等

- ① 江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成23年4月1日23江福障第1084号。以下「日中活動系サービス推進事業補助要綱」という。）
- ② 江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成金交付要綱（平成20年4月1日20江保障第2876号。以下「障害福祉サービス等運営助成要綱」という。）
- ③ 江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支

援事業補助金交付要綱（令和3年4月16日3江障施第182号。以下「PCR検査実施支援事業補助要綱」という。）

- ④ 江東区障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江障施第1086号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
ドリーム第2	13,527,000円	日中活動系サービス推進事業補助要綱
	6,000,000円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	1,930,000円	PCR検査実施支援事業補助要綱
	300,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
計	21,757,000円	
ふれあい工房	8,007,000円	日中活動系サービス推進事業補助要綱
	6,000,000円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	2,270,000円	PCR検査実施支援事業補助要綱
	300,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
計	16,577,000円	

エ 補助事業の概要

就労継続支援等の障害福祉サービス事業運営に要する費用、従業者並びに利用者への新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の受診に要した費用及び光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、主として自立支援給付費収入、補助金収入、就労支援事業収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① ドリーム第2

収入	支出	収支差額
49,611,685円	48,747,266円	864,419円

② ふれあい工房

収 入	支 出	収支差額
50,485,107円	46,569,214円	3,915,893円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 社会福祉法人雲柱社

(1) 団体の概要

社会福祉法人雲柱社（以下「法人」という。）は、キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 子ども家庭支援センター（深川北、東陽、亀戸、大島、南砂）
- ② 児童館（亀戸児童館）
- ③ 認可保育所（神愛保育園、ともしび保育園）

区は、法人に対して、補助金を交付した。また、区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

深川北子ども家庭支援センター

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区子ども家庭支援センター新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年10月23日2江ここ第2436号）

(イ) 補助金額

施設名	金額	摘要
深川北子ども家庭支援センター	892,519円	確定払い

(ウ) 補助事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施設名	令和4年度	令和3年度
深川北子ども家庭支援センター	55,588,000円	44,039,000円

(ウ) 指定管理業務

- ① 子育て相談連携事業、情報提供事業、利用者相互の交流支援事業、一時保育事業及び人材育成事業の実施に関する事
- ② 子ども家庭支援センターの施設の利用に関する事
- ③ 管理施設の維持管理に関する事

(3) 監査対象施設に係る財政状況

深川北子ども家庭支援センターは、主として指定管理料により運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	6,854,399円	
収入	58,522,943円	
保育事業収入	58,251,019円	区指定管理料、補助金等
受取利息配当金収入	81円	
その他の収入	271,843円	雑収入
支出	51,668,544円	
人件費支出	40,924,601円	
事業費支出	3,506,230円	
事務費支出	7,237,713円	
施設整備等による収支(2)	△439,008円	
収入	0円	
支出	439,008円	
その他の活動による収支(3)	△6,415,391円	
収入	1,081,460円	退職給付引当資産取崩収入
支出	7,496,851円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)	0円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	0円	

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果

- 的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
- また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。
- ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 社会福祉法人光聖会

(1) 団体の概要

社会福祉法人光聖会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営、小規模保育事業の経営、一時預かり事業等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において認可保育所（亀高保育園、蓮美幼児学園とよすナーサリー、蓮美幼児学園第2とよすナーサリー）を運営している。

区は、法人に対して、補助金を交付した。また、区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

亀高保育園

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令等

- ① 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ② 江東区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年2月10日3江こ保第2275号。以下「処遇改善臨時特例事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育施設等におけるICT化推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3江こ保第375号。以下「ICT化推進事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区保育施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年3月23日31江こ計第1344号。以下「新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱」という。）

- ⑥ 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。）

(イ) 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
亀高保育園	7,681,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	1,701,360円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T化推進事業補助要綱
	799,200円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	385,000円	新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱
	197,152円	給食費緊急支援事業補助要綱
計	11,763,712円	

(ウ) 補助事業の概要

職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、I C T等を活用した業務システムの導入、物価高騰の影響を受ける光熱水費等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び原油価格や物価高騰による給食実施に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施設名	令和4年度	令和3年度
亀高保育園	175,011,207円	171,735,266円

(ウ) 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

亀高保育園は、主として指定管理料や補助金により運営されている。令

和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	16,749,619円	
収入	190,257,698円	
保育事業収入	186,107,329円	区指定管理料、補助金等
受取利息配当金収入	626円	
その他の収入	4,149,743円	利用者等外給食費収入、雑収入
支出	173,508,079円	
人件費支出	129,834,051円	
事業費支出	18,372,114円	
事務費支出	23,692,004円	
その他の支出	1,609,910円	利用者等外給食費支出等
施設整備等による収支(2)	△366,600円	
収入	1,212,000円	
支出	1,578,600円	
その他の活動による収支(3)	△16,090,000円	
収入	910,000円	
支出	17,000,000円	保育所施設・設備整備積立資産支出、拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)	29,122,466円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	29,415,485円	

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

9 H I T O W Aキッズライフ株式会社

(1) 団体の概要

H I T O W Aキッズライフ株式会社（以下「会社」という。）は、平成9年2月に長谷川興産株式会社として設立し、平成21年4月に保育事業を開始した。平成29年11月に現在の社名に変更となり、子育て支援サービスに関する事業、子育て支援施設の展開、運営及びコンサルティング事業を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において認可保育所（太陽の子 森下三丁目保育園、太陽の子 越中島保育園、太陽の子 潮見保育園、太陽の子 大島五丁目保育園、太陽の子 南砂2丁目保育園）を運営している。

区は、会社に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

太陽の子 大島五丁目保育園、太陽の子 南砂2丁目保育園

イ 根拠法令等

- ① 江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「私立保育所等補助要綱」という。）
- ② 江東区保育所等賃借料補助金交付要綱（平成29年4月1日29江こ保第2890号。以下「保育所等賃借料補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区延長保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第562号。以下「延長保育事業費補助要綱」という。）
- ⑥ 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ⑦ 江東区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年2月10日3江こ保第2275号。以下「処遇改善臨時特例事業補助要綱」という。）
- ⑧ 江東区保育施設等におけるICT化推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3江こ保第375号。以下「ICT化推進事業補助要綱」という。）

- ⑨ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱(令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。)
- ⑩ 江東区保育施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱(令和2年3月23日31江こ計第1344号。以下「新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱」という。)
- ⑪ 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱(令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。)
- ⑫ 江東区保育施設等帰宅困難者対策費補助金交付要綱(平成25年11月29日25江こ保第2433号。以下「帰宅困難者対策費補助要綱」という。)

ウ 補助金額

施設名	金額	補助の根拠規程
太陽の子 大島五丁目保育園	29,743,125円	私立保育所等補助要綱
	13,677,000円	保育所等賃借料補助要綱
	8,439,000円	キャリアアップ補助要綱
	7,820,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,739,050円	延長保育事業費補助要綱
	1,876,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	1,349,280円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T化推進事業補助要綱
	561,600円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	444,000円	新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱
	125,840円	給食費緊急支援事業補助要綱
計	71,774,895円	

太陽の子 南砂2丁目保育園	29,606,857円	私立保育所等補助要綱
	8,524,000円	キャリアアップ補助要綱
	8,783,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,640,920円	延長保育事業費補助要綱
	3,070,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	1,605,180円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T化推進事業補助要綱
	648,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	438,000円	新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱
	139,392円	給食費緊急支援事業補助要綱
	375,677円	帰宅困難者対策費補助要綱
計	60,831,026円	

エ 補助事業の概要

私立保育所施設運営、建物賃借料、保育士等のキャリアアップに向けた取組み、職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境整備、時間延長の需要に対応する延長保育事業、特別保育や地域子育て支援の推進事業、保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、I C T等を活用した業務システムの導入、物価高騰の影響を受ける光熱水費等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、原油価格や物価高騰による給食実施及び大規模災害の発生時に備えて備蓄する飲料水や食糧の購入に要する費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

監査対象施設は、主として委託費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① 太陽の子 大島五丁目保育園

収 入	支 出	収支差額
178,555,802円	175,698,535円	2,857,267円

② 太陽の子 南砂2丁目保育園

収 入	支 出	収支差額
164,616,564円	171,563,925円	△6,947,361円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。